

看護師・理学療法士をめざす

社会人

のみなさん!



最大

80%

(最大192万円)

専門実践訓練 給付金

専門実践訓練給付金

学費の一部 (最大80%) を支援します

社会人経験があり、一定の条件を満たす方には、入学金・学費等の一部をハローワークから支給が受けられるという制度です。

雇用保険の被保険者として支給要件期間が3年以上ある方(初めての場合は2年以上)支給金額について教育訓練経費の50% (年間上限40万円) が最長3年間給付されます。

訓練の受講終了(卒業)から1年以内に資格取得をし、雇用保険の一般被保険者として雇用された場合は、さらに20%の追加支給を受けることもできます。

NEW!!

訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10% (年間上限8万円) を追加で支給します。
(合計で教育訓練経費の80%相当額)



教育訓練支援給付金

学生期間の生活を支えます

初めて専門実践教育訓練を受講する方で、受講開始時に45歳未満など一定の条件を満たす方は、訓練期間中に受けることができます。この教育訓練支援給付金の日額は、原則として雇用保険の基本手当の日額の80%に相当します。

専門実践訓練給付金と教育訓練支援給付金をダブルで支援!

文部科学省認定校 / 高等教育の修学支援新制度対象校

宮崎医療福祉専門学校

宮崎県西都市清水1000番地
<https://www.miyaisen.ac.jp>
TEL 0983-42-1010
mmc@miyaisen.ac.jp

